

平成29年教育委員会第3回定例会会議録

開会日時 平成29年 3月 8日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時25分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一

同職務代理者 日高 芳一

委 員 齋藤 初夫

委 員 塚 本 亨

委 員 天宮 久嘉

委 員 大里 豊子

議場出席委員

- | | | | |
|-------------|-------|-----------|-------|
| ・教育次長 | 坂井 保義 | ・学校教育担当部長 | 平沢 安正 |
| ・庶務課長 | 杉立 敏也 | ・学校施設課長 | 青木 克史 |
| ・学校施設整備担当課長 | 長南 幸紀 | ・学務課長 | 鈴木 雄祐 |
| ・指導室長 | 中川 久亨 | ・統括指導主事 | 加藤 憲司 |
| ・統括指導主事 | 塩尻 浩 | ・地域教育課長 | 山崎 淳 |
| ・生涯学習課長 | 小曾根 豊 | ・生涯スポーツ課長 | 倉地 儀雄 |
| ・中央図書館長 | 鈴木 誠 | | |

書 記

- ・企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 日高 芳一 委員 齋藤 初夫

以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。出席委員は定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年教育委員会第3回定例会を開催いたします。本日は議案等が2件、そして報告事項等が14件、その他が3件ということになっております。

それでは、議案等第9号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」、それから議案第10号「葛飾区体育施設の一般開放の承認について」一括して説明をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 議案第9号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」及び議案第10号「葛飾区体育施設の一般開放の承認について」議案を提出するものでございます。

まず規則改正の提案理由でございますが、葛飾区水元体育館温水プールの一般開放事業の実施に伴い所要の改正の必要がございますので、本件を提出するものでございます。

恐れ入りますが1枚おめくりいただきまして新旧対照表をごらんください。改正案におきまして一般開放第2条に「、葛飾区水元体育館（以下「水元体育館」という。）温水プール」を加えるものでございます。また貸し切り使用の申請第6条につきましては、第2条の水元体育館温水プールを加えたため、所要の改正を行うものでございます。なお、施行につきましては平成29年4月1日でございます。

引き続き議案第10号「葛飾区体育施設の一般開放の承認」の提案理由でございます。葛飾区体育指定施設管理者より葛飾区体育施設条例施行規則条例第2条第1項及び第2項に基づきまず一般開放の承認申請がございましたので、本件を提案するものでございます。

恐れ入りますが2枚おめくりいただきまして、一般開放の承認申請でございます。葛飾区総合スポーツセンター（温水プール・屋内プール）につきましては次のページでございますとおり別紙1の内容で、また葛飾区水元体育館（温水プール）につきましては別紙2の内容で一般開放承認申請がございました。水元体育館温水プールにつきましては7月、8月を除き毎月第4土曜日に実施するものでございます。

これらの一般開放の申請につきましては、表紙から2枚目の案のとおり承認させていただければと存じますので、何とぞご承認のほどよろしく願いいたします。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問等ございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 時間が17時までになっているのですけれども、この17時になったいきさつを教えてくださいいただけますか。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 プール一般開放につきましては、子育て支援策の一環として行うという

ことで始まっております。そのため夜間は無料開放する必要がないのではないかとということで朝9時から17時までとさせていただいているところでございます。

○齋藤委員 他区では、一般開放の日を月1回くらいやっているのですが、19時、20時まで目いっぱい利用できるようになっていきます。夕方になるとすいているという状況があるのですが、それでも結構親子で利用しているようです。今回はこれで実施して、状況を見ながら検証し、利用時間については検討事項にさせていただきたいと思います。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ありがとうございます。ただいまお話いただきました件につきましては検討事項とさせていただければと思います。

○教育長 そのほかご質問ございませんか。

それではお諮りいたします。議案第9号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは引き続きまして、議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしということですので、議案第9号、第10号は原案のとおり可決いたします。

引き続きまして報告事項等に移ります。報告事項等1「通学路防犯カメラ設備整備事業の実施について」説明をお願いします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは「通学路防犯カメラ設備整備事業の実施について」説明させていただきます。まず「1 目的」でございます。地域の安全、子どもの安全に対する取組みを強化するため、東京都の補助事業を活用し、小学校の通学路に防犯カメラを設置するものでございます。

「2 事業内容」でございます。都の補助事業の実施期限である平成30年度までに区内小学校49校の通学路に防犯カメラを設置いたします。(1)設置台数ですけれども、29年度が25校、各校5台で計125台、30年度が24校、各校5台で計120台でございます。

次に(2)都の補助制度の内容でございます。まずア、補助金の名称が東京都通学路防犯設備整備事業でございます。イの補助対象でございますけれども、防犯カメラ(モニター・録画装置等を含む)の整備(購入、取付等)に係る経費でございます。ウの補助率でございますけれども2分の1以内。エの補助限度額ですが、小学校1校当たり95万円となっております。補助対象規模は1校当たり5台でございます。

「3 今後の予定」でございますが、3月に文教委員会に庶務報告、6月に都の補助金の交

付申請、7月に設置工事に着工いたしまして、30年の2月に設置工事を完了する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問ございますか。

大里委員。

○大里委員 何点か伺います。通学路に防犯カメラが設置されるということで、保護者としては大変安心がふえると思います。具体的な設置場所については学校ごとに決めるのか、また、設置について、家庭や地域への周知を学校からしていただきたいというところです。

それから、今回この事業は東京都の補助事業ということなので、先の話にはなると思うのですが、今後保護者のほうからもっとカメラをふやしてほしいとか、先々修理や取りかえが必要になったときの予算については、考えられているのかどうか教えていただけますか。

○教育長 庶務課長。

○庶務課長 まず設置場所でございます。各学校の意見を聞いた上で、地元の警察等との調整をしながら、通学路上で最も適切な5カ所に設置したいと考えてございます。次に周知についてでございます。こちらについては保護者の方にご説明するのはもちろん、町会、地域応援団の方々、青少年地区委員会の方々等、学校に関係する団体等にも周知してまいりたいと考えてございます。

今後の工事費等についてはなのですけれども、ご指摘にございましたように、まず補助金は今回限りでございます。こちらについてはおおむね5年から7年後ぐらいに更新の時期を迎えるというのが一般的な防犯カメラの性能でございます。その際には今回通学路に設置するとか、各校5台とかいう制約は外れますので、地域安全を主管する危機管理課とも調整しながら、その更新の時期には防犯カメラの設置をどうするか等調整しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○教育長 大里委員。

○大里委員 わかりました。この機会にぜひ家庭でも危険箇所や不審者対応などについて話し合う機会を持つように、そういった働きかけもぜひ大切だと思います。よろしくお願いたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 1点だけよろしいでしょうか。警察関係あるいは防犯にたけた方が参加されるのでしょうかけれども、最近の事例では防犯カメラが機能して重大事案がそこから解決できると思います。通学路の中のコンビニですとかそういうところと競合しないように、あるいは個人でもしっかりした機能で防犯カメラを備えている場合がありますので、その辺も配慮を重ねてお

願いたいと思います。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

それでは、報告事項等 1 を終わります。

続きまして報告事項等 2 「平成 28 年度『かつしかっ子賞』の審査結果について」をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは「平成 28 年度『かつしかっ子賞』の審査結果について」ご報告させていただきます。本賞は「かつしかっ子」宣言の五つの項目においてすぐれた活動をした幼児・児童・生徒の自己肯定感を高めるための取組みとして実施するものです。対象は個人で、活動につきましては幼児・児童・生徒のよい行い、またスポーツ・文化活動等としております。

審査結果につきましては資料をごらんください。表彰の基準をもとに小学生 8 名、中学生 12 名を表彰いたします。なお、表彰式は 3 月 10 日金曜日午後 4 時より実施する予定でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問ございますか。

日高委員。

○日高委員 昨年よりも表彰される方がふえたというのはいい傾向だと思います。審査対象者は、何人くらいだったのですか。わかれば教えていただきたいと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 済みません、現在、資料が手元にございませんで後ほど調べてお伝えさせていただきます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等 2 を終わります。

報告事項等 3 「平成 28 年度『かつしかっ子文学賞』の審査結果について」をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは「平成 28 年度『かつしかっ子文学賞』の審査結果について」でございます。この賞につきましては葛飾教育プラン 2014 に基づきまして児童・生徒の自己肯定感を高める取組みとして、児童・生徒作文集「かつしかの子」の掲載作品の中から特に優秀な作品の出品児童・生徒について表彰するものでございます。

審査につきましては、葛飾区立小学校児童作文集「かつしかの子」及び葛飾区立中学校生徒作文集「かつしかの子」の編集委員により選考いたしました。自分の考えを力強く述べている作品について、以上の児童・生徒を表彰したいと考えております。なお、こちらの表彰式につきましては先ほどの「かつしかっ子賞」の午後 4 時に引き続きまして、同日午後 4 時半から表彰したいと考えてございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**教育長** それではただいまの説明について何かございますか。

塚本委員。

○**塚本委員** 1点だけお願いがございます。先ほどの報告事項「かつしかっ子賞」と今の「かつしかっ子文学賞」ですが、非常に子どもたちにとっては自己肯定感の高揚という意味ではすばらしいことですので、すでに企画にあらうかと思いますが、ぜひ教育広報誌「かつしかのきょういく」なり区の広報誌で啓蒙していただき、児童・生徒に行き渡るように周知方をお願いしていただきたいと思っております。

以上です。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等3を終わります。

引き続きまして報告事項等4「平成28年度『葛飾みらい科学研究コンクール』の審査結果について」をお願いします。

指導室長。

○**指導室長** それでは「平成28年度『葛飾みらい科学研究コンクール』の審査結果について」ご報告させていただきます。自由研究に取り組むことで科学的な物の見方や自然の事象を探究するおもしろさを子どもたちに知ってもらい、理数教育の充実を図る目的で本コンクールが開催されました。審査には教育長を初め東京理科大学藤嶋学長、科学センター企画委員長、葛小教研、葛中研の理科部の先生方にご協力をいただきました。平成29年2月18日土曜日に表彰式が行われました。受賞者は一覧のとおりでございます。

小学校の個人の部で教育長賞を受賞しました鎌倉小学校の星合愛香さんは、日本科学未来館で開催されました平成28年度東京都小学生科学展で、本区の代表として堂々と研究の成果を発表しました。2年連続の受賞であり、昨年度の研究を継続して行い充実した内容となっております。また、中学校団体の部で教育長賞を受賞しました「ネバネバの研究」青葉中学校グループですけれども、こちらは東京都中学校生徒理科研究発表会に参加しました。今年度の出品された研究は、これまでの研究をもとにさらに発展させようとする内容が多く見られました。今後の研究成果を表彰することにより、子どもたちに本賞への憧れを持たせ、自由研究に取り組むことで理科好きの子どもたちをふやし、未知の分野に挑戦する探究心や創造性にすぐれた人材を育成したいと考えてございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**教育長** それでは、ただいまの説明について何かご質問等ありますか。

大里委員。

○**大里委員** 今回表彰式に出席させていただきました。教育長賞を受けられた鎌倉小学校の星

合さんは、2年連続ということで、しかも1年生のときから毎年応募されているということで大変素晴らしいと思いました。また、中学生のグループによる研究発表も聞かせていただきましたが、こちらも大変素晴らしい興味深い内容でした。区内に東京理科大学があってこそこれだけ充実していることだと思いますので、ぜひ今後も連携して続けていただきたいと思います。

そして、各学校や区民の方へぜひこの研究内容を見ていただけるようなことができると思います。星合さんの研究は未来わくわく館に展示されています。私も拝見しましたがけれども、ぜひほかの多くの方に知っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長 指導室長。

○指導室長 やはりよい研究内容を子どもたちに実際に見てもらえる機会というのは、非常に大切だと思います。科学センターを担当する先生方と相談して、いかに効果的に子どもたちに周知できるかという部分を含めて取り組んでまいりたいと思います。

○教育長 この星合さんの研究は1年生からずっとやっているそうです。1年生のときに採った種を全部数えて、翌年また花が幾つ咲くかと4年間続けています。そういう研究です。

そのほかよろしいですか。

それでは、報告事項等4を終わります。

引き続きまして報告事項等5「平成28年度葛飾区『優秀な教員の表彰』について」説明をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは「平成28年度葛飾区『優秀な教員の表彰』について」ご説明させていただきます。本制度につきましては平成17年度より教員の意欲や資質・能力のさらなる向上を図り、教育活動の評価を適正に評価し、表彰する制度として「優秀な教員」の表彰制度を設置しております。

目的は、葛飾区の教育の発展に貢献し、その功績が顕著でかつ勤務成績の優秀な教員の功績をたたえ表彰するもので、今年度で12年目、これまで161名の先生方を表彰してまいりました。

本年度につきましても教科指導や生活指導、部活動などですぐれた教育活動を実践している教員を各校・園より27名ご推薦いただきました。その後平成29年2月7日に選考委員会を開催し、小学校22名、中学校5名、合計27名の教員が優秀な教員として選ばれました。

表彰式は3月13日月曜日、午後3時30分より開催する予定でございます。なお、この表彰者につきましては、教育広報誌「かつしかのきょういく」や区のホームページへの掲載などで公表し、次年度以降の若手教員への授業公開や講演会などでご活躍していただく予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明についてご質問等ございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 推薦で挙げてきた人を選考するということだそうですが、推薦する段階で挙げてなかったのではないかと思うのですけれども、部活や体育の指導で区内で優勝したとか、一生懸命頑張って結果を出した先生と思われるものが入っていないように感じます。これとは別のシステムで検証することがあるのか、そういう点も考えてもらいたいという思いがあります。

○教育長 指導室長。

○指導室長 今年度だけでなく今までにも中学校の部活動で非常にすぐれた成績を残し、その指導が非常に良かった教員も優秀な教員として過去に表彰されている者もごございます。

○教育長 この米岡さんは、水元中学校の陸上部ですね。

そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 1点だけよろしいですか。各ご報告いただいたのですが、とりわけ主任あるいは主幹教諭の方は当然その立場上から一生懸命教員を引っ張っていくのですが、3番目の方で上千葉小学校のいわゆるまだ若い教諭の方が、地域、保護者から絶対的な信頼を得ていること、あるいは北野小学校では主任養護教諭が特別支援教室の充実及び不登校で尽力をされているということ。こういった意味では非常に若手教員のためにもいい指標になると思いますので、ぜひ励ましていただきたいと思います。

以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

それでは、報告事項等5について終わります。

引き続きまして報告事項等6「学校支援総合対策事業（発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業）の進捗状況について」をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは「学校支援総合対策事業（発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業）の進捗状況について」ご報告させていただきます。

資料の「2 進捗状況」をごらんください。（1）小学校の特別支援教室の導入についてです。特別な指導を受ける児童は、平成29年2月時点で580人となり、4月の462人から約1.26倍に増加しました。このことは特別支援教室の主旨が理解された成果であると考えておりますが、導入1年目であることも要因の一つであると考えております。導入から1年が経過し在籍学級担任と巡回指導教員の連携が図られており、特別支援教室における指導が在籍学級で生かされているといった報告を受けております。また、現在のところ特別支援教室に起因するいじめ等の報告はございません。今後もそれぞれの職層に応じた研修により一層の専門性の向上を図るとともに、適切な退室に向けた効果測定のあるり方などについて検討してまいります。

また平成 30 年度に、現在の拠点校 7 校に加え 4 校を増設する予定でございます。中学校の拠点校、巡回校グループも踏まえ新たなグループ編成について検討を進めてまいります。

続きまして(2) 中学校特別支援教室の導入についてです。平成 29 年度のモデル事業の対象につきましては、小学校の特別支援教室で指導を受けた小学 6 年生 83 人を対象とし、中学校への支援体制の円滑な接続を検証するため、次年度の中学 1 年生を対象としております。次年度につきましては表 2 のとおり 56 人がモデル事業を希望しており、現時点で中学校 24 校中 19 校がモデル実施する予定でございます。

続きまして(3) 自閉症・情緒障害学級(固定学級)の設置に向けた検討についてです。本区におきましては国や都の動向を見据えながら想定する児童・生徒数や必要な教室数など学校施設の改築、改修の進捗状況も含め、引き続き情報収集及び研究を実施してまいりたいと考えてございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問等ございますか。

日高委員。

○日高委員 この特別に配慮を要する子どもたちが大変ふえてきているという現状を、まさに数値でも認識することができます。4 月 1 日時点で 462 名、それが 2 月 1 日でなんと 580 名、1.26 倍にもなっているということです。もちろん主旨の理解をされたというのもあるのでしょうか、かかわっている方々の状況を見届けることができたのではないかと、安心感や、うちの子どもは全員面倒を見てほしいという願いからもふえてきているのではないかと。これは成果であると思います。

このように、広く皆さんに理解いただくことで、発達障害のある子どもたちに対する理解も進んでまいりますし、ぜひそういう意味でも働きかけをお願いしていきたいと思っております。

それから、中学校は先進的に本区はモデル事業を実施していますから、この成果をぜひ生かしていただきたいと思います。24 校中 19 校というのはすごいですよ。こういう学校の実践というのは何も葛飾区だけではなくて東京都にも大きな影響を来すだろうと思っておりますので、さらに広めていただき、こうしたモデル事業検証を通し一層研究を進めて、発達障害のある子どもたちに対する支援体制を充実していただければありがたいと思っております。引き続きよろしくお願いたします。

○教育長 そのほかよろしいですか。

それでは、報告事項等 6 を終わります。

引き続き報告事項等 7 「学校支援総合対策事業(不登校対策プロジェクト)の進捗状況について」お願いたします。

指導室長。

○指導室長 「学校支援総合対策事業（不登校対策プロジェクト）の進捗状況について」 ご報告させていただきます。

資料の「2 進捗状況」をごらんください。今年度から不登校対策プロジェクト検討委員会を設置し、これまで4回協議を行いました。

（1）についてでございますけれども、従来の適応指導教室の運営のほか訪問型の学校復帰支援など本人や保護者、学校、その他関係機関との連携による学校復帰支援の機能を付加した（仮称）教育支援センターの設置に向け検討を進めてまいりました。

（2）教室拠点の拡充検討についてですが、平成27年9月から小学生を対象とした適応指導教室を南綾瀬地区センターに設置し、施行してきました。午前中の適応指導教室の施行期間内の通級者数は6人、相談は9件でした。施行の結果としては、本人の課題に加え家庭環境等、さまざまな問題から通級の継続が困難なケースが多い傾向がございました。

（3）訪問型学校復帰支援についてですが、平成28年10月より訪問対象を小・中学校全校に拡大し、適応指導教授に加え心理職員も同行し、試行実施いたしました。平成28年10月から12月までに全ての小・中学校を訪問し、不登校及び不登校傾向を含む長期欠席している小学生182人、中学生342人について情報交換し、支援のあり方を指導助言するなど学校との連携を図ることができました。今後の課題としましては、学校だけの対応では困難な家庭に対するスクールソーシャルワーカー等のアウトリーチ支援の充実や特に課題を要する学校への支援体制の構築でございます。

それでは、「3 平成29年度以降の取組みについて」でございます。次年度も引き続き不登校対策プロジェクト検討委員会を設置いたします。

（1）（仮称）教育支援センターの整備につきましては、学校教育相談システムを活用した個々の児童・生徒の実態把握の強化に加え、組織体制や設置要綱等について準備を行ってまいります。

（2）教室拠点の拡充検討につきましては、南綾瀬地区センターでの適応指導教室の試行を終了し、訪問型学校復帰支援を活用したスクールソーシャルワーカー等による在宅へのアウトリーチ支援を新たに実施し、不登校児童・生徒への対策を強化してまいります。

（3）訪問型学校復帰支援についてですが、すべての小・中学校に各学期1回、訪問型学校復帰支援を本格実施します。なお、学校訪問により得られた情報をもとに個々のケースに応じて在宅へのアウトリーチ支援を実施し、児童・生徒の学校復帰を支援してまいります。さらに個々の児童・生徒の実態に応じた組織的・系統的な支援を実現するため不登校児童・生徒ごとに学校が作成する「児童・生徒理解・教育支援シート」を新たに全校に導入いたします。

（4）その他についてでございますけれども、保護者への啓発として不登校対策リーフレットの作成や校内の支援体制の構築、別室指導、登校支援等の不登校対策について実証研究する

ため不登校対策プロジェクト実証研究校を新たに設置してまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問がありますか。

天宮委員。

○天宮委員 当然、不登校の程度であったり、家庭の事情とかもあるのでしょうけれども、小学校で103人もいるというのは結構重大な問題だと思います。その後の子どもたちの人生にも確実に影響を与えてしまいますので、基礎的な学力不足とかそういう面でも、さまざまな家庭の不登校に、環境に対応していただいて、ぜひこれからも取り組んでいただきたいと思います。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 スクールソーシャルワーカーなどが訪問する。アウトリーチだと思うのですが、訪問し改善につなげることができたということなのですが、この間の本会議でのいろいろな答弁を聞いていてもこういうふうには言ってないので非常に安心してはいるのですが、改善につなげたのは、下手をすると数で見えてしまうと問題が逆に起こることもあるし、質と両方で見なくてはいけないと思うのです。この改善につなげることができたということ、まあそうなのだなと漠然とした受けとめ方しかできていないのですが、具体的というよりもこういうケースでこういうことになったとか、改善の状況をもう少し説明をしていただけたらなと思っております。

○教育長 指導室長。

○指導室長 アウトリーチについては実際の記録というのが個々に資料として残してございます。今まで学校のほうから連絡するのですが、なかなか表に出ないとか相談を持ちかけてこないというような家庭が、実際にアウトリーチ、スクールソーシャルワーカーの方とか心理職の方が実際に行ったことによって、大分心が打ち解けて相談してくるようになってきたということです。その結果、子どもに対して具体的な支援が、今まで以上に適切に伝えることができるようになりました。子どもが今までは学校を強く拒んでいたものが、ちょっと別室に行ってみようなど、そういうような感じにつながっているところが現状でございます。

○齋藤委員 わかりました。それについてはそういう方向の方がやはりいいと思いますのでよろしくお願いたします。それから、教育長が本会議の答弁の中で、区独自の「教育支援シート」をつくっているとありましたが、大体どのようなものをお考えられているのか教えていただきたいと思っております。

○教育長 指導室長。

○指導室長 「教育支援シート」については、東京都のから具体的なシートが出ております。それを本区に合わせて改良、本区でさらに使いやすくなるものに改良して使用するものでござ

います。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

日高委員。

○**日高委員** 不登校の対策については、プロジェクトを重視していく状況というのは大変に深刻だと思うのです。以前は、30日以上休む子どもを「長期欠席児童・生徒」と言っていました。さらに次は「登校拒否」、もう一ついくと「学校不適応児童・生徒」と言ってきたのです。

要するに今は「不登校」となっていますが、何らかの理由で学校に行けない子どもということなのです。だから全てが理由に入ってきますね。

まさに分析にあるように本人の課題だけではないのです。家庭に原因があったり、周囲とのかかわりにあったりと、子どものさまざまな状況に原因があるということを分析されています。

こうしたことを教育者自身もそうですし、周りの方たちも理解することがとても大事ではないかと思います。その理解が進まないアウトリーチ的な支援をしてもなかなか理解が得られないような状態が出てくるのです。そういう意味では、本区がやっているように家庭に働きかけたり、しかも専門的な知見を持った人たちがかかわってくれています。ソーシャルワーカーや心理士もかかわっていただいていることは、大変期待できますので、今後ともさらに充実していただければありがたいと思います。

いずれにしても小学生が100名を超え、中学生が300名を超えというのは、やはり危機感を持つべきですね。教育の場としてどうなのかという認識を深く持たなければいけないのではないかと。つまり330名もいるということは、学校が1校できる人数になります。子どもが年間に30日以上も学校に行けない状況だということは非常に深刻です。

研究をどんどん進めていただいていますから、きっと成果が出てくると思いますけれども、ふえるという傾向にも見えますので、各学校が当事者意識を持って、そして子どもとの対応をしっかり進めていただきたいとお願いしたいと思います。

○**教育長** ほかに、よろしいですか。

塚本委員。

○**塚本委員** 1点よろしいですか。日高委員が集約しておっしゃっていただいたのですが、特に裏面の参考の表、過去5年間の不登校児童・生徒数の推移を見ますと、やはり増加の傾向にあります。これははじめという問題にも通用しますでしょうし、特に家庭環境という一言では言いあらわせない複雑な環境の中で、ただ、渦中にある子どもたちが社会の犠牲になっているという深刻な状況を考えますと、これからの時代を担う子どもたちのためにはこぞってみんなで支援体制を構築し、共通項としての認識をさらに強くし、推進していただきたいと思います。

以上です。

○**教育長** ほかによろしいですか。

それでは、報告事項等7を終わります。

続きまして報告事項等8「学校危機管理支援委託の実績について」説明をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは「学校危機管理支援委託の実績について」ご報告させていただきます。

「1 目的」ですけれども、学校現場に詳しい専門家を擁する事業者から、学校に関する相談案件等について早期解決を図るためアドバイスを受けるものです。実績については、平成29年2月末現在、この事業は平成28年11月から開始したものでございますが、2月末現在で6件でございました。保護者対応などで注意すべき点が明確になり、安心した対応ができたなどの報告が入っております。ただ、課題としましては、実態に即したアドバイスを受けるためには適切な情報を事業者を提供する必要があるのですが、これにつきましては個人情報等の絡みもございまして、まだ大きな課題が残っていると考えてございます。

指導室としましては、本事業を進めることで学校が抱える問題の早期解決を支援したいと考えてございます。今後は委託内容の検証とともに事案の連絡・相談など各学校との連携をさらに密にし、事案の早期把握や事案解決に適した対応等について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項等8を終わります。

引き続きまして報告事項等9「総合教育センターの改修工事実施設計について」お願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは「総合教育センターの改修工事実施設計について」ご報告させていただきます。

資料の1枚目をごらんください。センターにつきましては明石小学校の廃校後使用してございますけれども、施設の老朽化の解消、日本語ステップアップ等の事業の拡大等もございまして、改修工事を実施するものでございます。改修予定でございまして、工期は平成29年7月末から平成30年11月末までを予定してございます。工期中のセンター業務についてですけれども、工事の進捗状況にあわせ事務作業の場所をセンター内で確保しながら継続してまいります。

それでは、「2 改修に伴う主な機能の充実点」をごらんください。大きくは4点でございます。(1)にほんごステップアップ教室の整備。こちらのほうにつきましては、この後に大きなA3判の資料の3枚目に、ステップアップ教室の具体的な図面というのが出てございます。上段が撤去図、現在の部屋の様子。下段が改修後の図面となっております。なお、現在もにほ

んごステップアップ教室の位置につきましては、1枚お戻りいただきまして、A3判センター平面図の完成案というのをごらんいただきまして、右上の図になります。4階平面図、西棟と東棟に分かれているところがございますけれども、その右側です。東棟の方が「にほんごステップアップ教室」、4部屋がつくられる予定でございます。

1枚目の資料にお戻りいただきまして、(2)不登校対策プロジェクトの推進((仮称)教育支援センターの整備)。こちらのほうも中期実施計画で作成した不登校対策プロジェクトにおいて掲げる訪問型学校復帰支援実施を踏まえた教室等を整備してまいります。

(3)研修施設の充実でございます。先ほどの「にほんごステップアップ教室」の図をごらんください。完成案のところでございますけれども、その4階の一番西のはずれ、旧理科実験室とございますけれども、この部分を研修室と改修し、教員の研修の場として使う予定でございます。

(4)その他。電気、給排水、照明、空調などの整備の改修・入れかえを行う予定でございます。

「3 今後の予定」でございますけれども、29年の4月から移転準備作業を開始し、同時に町会等への説明を行います。29年7月から改修工事が実施されまして、先ほどのご説明のとおり平成30年11月末まで実施する予定でございます。

説明について以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの説明について何かご質問ございますか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** 老朽化ということがありました。例えば耐震化工事は終了しているのか、耐震化工事をした上でこれほどのくらい使えるかという見通しを持った上で、改修して使おうという結論になったのか、スタートの時点で改修してこれを使っていくと決めた経緯を教えてください。

○**教育長** 学校教育担当部長。

○**学校教育担当部長** 実は、ここは高砂の高架の線路が移るという話があって、どれぐらいここが使えるかという議論が2年半くらい前にございまして、区長部局の判断であと20年はかかるだろうということです。それまで長寿命化を図るような意味で、昭和46年にできた旧明石小学校でございますので相当な老朽化が進んでおりまして、子どもがふだん使わないものですから、だましまし使っていたという状況があって、修繕がそれほどうまくいってなかった状況がございましてかなり老朽化が、同じ時期にできたほかの小学校より老朽化が進んでいたという背景もございます。ここで7億円以上かけて20年はもたせるという長寿命化、それにあわせる形でステップアップですとか適応指導教室の充実も図っていくという経緯でございます。

○**齋藤委員** そうすると、一番大きい点はまちづくりとの先行きの検討をしてというのが、今

回の方針になったと考えればよろしいでしょうか。

○教育長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 細かい経緯は、教育委員会は余り存じ上げないところなのですが、区長部局の判断であと20年ということなので今回踏み切ったということです。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等9を終わります。

報告事項等10「平成29年度『放課後子ども総合プラン』の取組みについて」をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、お手元に配付してございます資料、「平成29年度『放課後子ども総合プラン』の取組みについて」に基づきましてご説明を申し上げます。

本区におきます「放課後子ども総合プラン」の取組みにつきましては、本年度より小学校4校においてモデル実施をしているところでございます。今年度の取組状況を踏まえまして、29年度、可能な限り多くの小学校での実施に向けまして、学童保育クラブの運営事業者、各校のわくわくチャレンジ広場の児童指導サポーター及びわくチャレの運営委員会の皆様、そして各小学校との調整を区長部局とともに進めてまいったところでございます。また、あわせましてわくわくチャレンジ広場の充実、あるいは学校施設を活用いたしました学童保育クラブの充実につきましても関係機関等との調整を進めてきたところでございます。

まず資料の「1 放課後子ども総合プランの推進」についてご説明を申し上げます。全ての児童と一緒に放課後等も安全・安心な学校で多様な体験・活動ができるよう放課後子ども総合プランを推進してまいります。そのために学童保育クラブとわくわくチャレンジ広場の児童が学校と一緒に過ごすことのできる環境づくりを目指しまして、活動場所を共有化し、双方の児童がともに参加できるプログラムを実施してまいります。

平成29年度につきましては(1)の今年度実施の4校の継続実施に加えまして、8校において新たに実施する予定でございます。なお、(2)に記載の7校におきまして調整が完了しております。もう1校につきましては現在、学童運営事業者等との調整を進めているところでございます。

続きまして「2 わくチャレの充実」でございます。29年度におきましては対象学年の拡大、実施日と実施時間の拡大、地域人材が活躍できる各種プログラムの実施という三つの取組みを進めてまいります。その中で学年拡大につきましては、記載の7校のわくチャレにおきまして実施をしてまいります。現在の全校におきます対象学年の状況につきましては、裏面の一番上に参考として記載をしているところでございます。

続きまして裏面の「3の学童保育の充実」でございます。放課後等の学校施設の有効活用によりまして、活動場所を確保できた学童保育クラブにつきまして、29年度受け入れ人数を拡大

するとともに、わくチャレのメーンルーム等の学校施設を活用した夏季一時学童保育を実施してまいります。(1)に記載の三つの小学校につきましては、学童保育クラブの運営事業者が当該学校施設を活用いたしまして、学童保育クラブの受入人数を拡大していく学校でございます。

(2)でございます。1ページでご案内いたしました放課後子ども総合プランを実施する12校に加えまして、記載の三つの小学校につきましては、学童保育クラブの運営事業者が当該学校施設を活用いたしまして、夏季休業中の学童保育サービスを実施していく学校でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお申し上げます。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問ございますか。

天宮委員。

○天宮委員 これは1の件と2の件両方に言えることなのではすけれども、わくチャレのリーダーの反発というのは何となく想定されるのではないですか。そこは感覚的に説得できそうな感じですか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 わくチャレの児童指導サポーターの皆様にきちんとご説明し、ご理解をいただき、ご協力をいただくということで調整が済んでいるものでございます。学年拡大の問題につきましては、事業開始のときは4年生から6年生までを対象としておりましたが、基本的には1年生から参加できるように、学年拡大をさせていただけないかというお願いを続けてきてございます。現場のサポーターの声といたしましては、1年生まで拡大した場合に部屋の確保がきちんとされてないと、人口密度が上がって事故が起りやすくなるのではないかとといったものなどがございます。現場の方々からすると慎重な対応を考えざるを得ないといったお声をいただいているのが現状でございます。

以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

大里委員。

○大里委員 わくチャレの拡充は、保護者にとって大変要望の高いところではないかと思えます。過去には1年生から対象となっている学校の人気が高く、抽選があったということもありましたので、学童保育とわくチャレの一体的かつ連携実施は、いろいろと課題があるとは思いますが、ぜひ進めていただきたいと思います。地域の方々との協働が大切だと思えます。

それから学童保育の夏季一時学童保育の実施も、子どもが学校に行っている時間に働く保護者にとっては、夏休みに子どもをどうしようというのが一番の課題だと思いますので、こちらもぜひ進めていただけたらと思います。よろしくお申しいたします。

○教育長 よろしいですか。

それでは、報告事項等 10 を終わります。

引き続きまして報告事項等 11 「平成 28 年度葛飾区体育功労者及び社会体育優良団体の表彰の選考について」をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 報告事項等 11 「平成 28 年度葛飾区体育功労者及び社会体育優良団体の表彰の選考について」ご説明させていただきます。

「1 趣旨」でございます。葛飾区におけるスポーツの健全な普及及び発展に顕著な貢献をした方々を区長が表彰するものでございます。

推薦団体につきましては葛飾区教育委員会、一般社団法人葛飾区体育協会、葛飾区スポーツ推進委員協議会でございます。この 3 団体から推薦を毎年いただいております。スポーツ・レクリエーション活動の指導及び組織化に努力するとともに、地域、職場及び体育協会におきましてスポーツ振興にご尽力いただき、功績顕著な方が推薦基準となっております。

選考委員会は平成 29 年 2 月 1 日、水曜日に開催し、表彰者の選考を行ってございます。表彰対象者につきましては功労者 16 人でございまして、別紙のとおりとでございます。

表彰日につきましては、平成 29 年 4 月 9 日、日曜日に開催いたします、第 70 回葛飾区国民体育大会総合開会式の席上で表彰いたします。

ご説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項等 11 を終わります。

引き続きまして報告事項等 12 「新宿図書センターの休館に伴う対応について」をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 報告事項等 12 「新宿図書センターの休館に伴う対応について」でございます。平成 28 年 11 月 14 日、平成 28 年教育委員会第 11 回定例会におきましてご報告いたしました標記案件でございますが、休館中の対応で検討中といたしておりました二つの機能、蔵書機能と流通センター機能、またその他について追加報告をするものでございます。

「趣旨」でございます。平成 29 年度に新宿図書センターが休館することに伴い、新宿図書センターが有していた機能を確保するものでございます。

「機能確保の内容」でございます。(1) 蔵書機能についてです。水元図書館の 1 階にストックヤードを移転するものでございます。書架規格といたしましては電動式移動棚、約 8 万冊収納。次に 1 階の閲覧室と隣接する開架書庫の一部を撤去いたしまして閉架書庫を設置し、開架書庫の一部を閲覧スペースに変更するものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、別紙をごらんください。上段が現在のもので、下段が変更後の簡易図でございます。上段 1 階の右奥閲覧室 A と開架書庫の一部が下段閉架書庫（ストック

ヤード)となる予定でございます。上段1階の右奥閲覧室は現在30席でございます。多いときで10名程度の利用がございますので、上段右下の開架書庫のスペースを下段閲覧スペースに変更いたしまして、10席程度確保させていただきます。このほか閲覧席といたしましては2階に48席でございます。こちらは引き続きご利用いただくことになってございます。

それでは、本文にお戻りいただきたいと思っております。続きまして(2)の流通センター機能についてでございます。読書用団体パックでございますが、図書資料を希望する小学校に寄贈するものでございます。寄贈後の読書用団体パックの交換等につきましては各小学校と協議、検討を進めていく予定でございます。また、学習用資料でございますが、各小・中学校の最寄りの図書館から配送することといたしてございます。

「臨時の図書サービスコーナーの開設」でございます。新宿図書センターが休館している間、区民の利便性を確保するために新宿憩い交流館に臨時の図書サービスコーナーを、平成29年10月17日に開設することといたしました。前回ご報告さしあげた際には利用開始日を平成29年11月1日としておりましたものを2週間ほど早めたものでございます。

「その他の対応」でございます。本のリサイクル市を平成29年12月ごろに実施するものでございます。前回ご報告さしあげたときには、リサイクル市の実施ということだけで期間等のご報告がございましたが、12月ごろを予定させていただいているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明についてご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項等12を終わります。

続きまして報告事項等13「図書返却ポストの設置について」お願いたします。

中央図書館長。

○中央図書館長 それでは、報告事項等13「図書返却ポストの設置について」ご説明いたします。概要でございます。図書館利用者の利便性向上を図るため、図書館に行かずに借りた図書を返却できる図書返却ポストを設置するものでございます。

設置場所でございます。青砥駅高架下公共広場。住所としましては葛飾区青戸三丁目36番先。青砥駅階段を降りたところの電話ボックスがございまして、その横あたりに設置する予定でございます。次に新柴又駅前でございます。こちらは葛飾区柴又五丁目7番先になります。柴又街道沿いに近いところの1階エレベーターがございまして、そこの出入り口の横あたりに設置する予定でございます。

次に、図書返却ポストでございます。1枚おめくりいただきまして別紙をごらんください。こちらと同じようなものを設置する予定でございます。縦90センチメートル、横75センチメートル、高さ約1メートル90センチメートルでございます。

本文にお戻りいただきたいと思っております。運用開始日でございますが、平成29年3月24日を

予定してございます。次に周知方法でございますが、広報かつしか、区ホームページ、ツイッター、フェイスブック、図書館ホームページ、図書館内掲示を予定してございます。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について何かご質問ございますか。

大里委員。

○**大里委員** この返却ポストはかなり背が高いという印象を受けました。しかも差し入れ口が割と上のほうにあるのですね。駅の近くに設置されるということですので、多分通勤・通学の大人をメインに考えているのかと思います。もう1点心配なことが、差し入れ口が高いと本を投入した後、落ちますよね。そのときの衝撃で本が傷まないかと心配です。ふだん、図書館の休館日に返却口の差し入れ口に入れるときでも、私はすごく心配になります。

○**教育長** 中央図書館長。

○**中央図書館長** 現在こちらの写真は新小岩の東北広場に設置してございますものの実物でございます。これと全く同じものを設置する予定でございまして、変わる場所は上のところ、問い合わせの場所が少し変わるだけです。現在新小岩の東北広場にあるものなので、使い方としては大丈夫かと判断してございます。

○**大里委員** とりあえず現状、本に関しては大丈夫という判断ということですね。わかりました。ありがとうございます。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。

それでは報告事項等 13 を終わります。

続きまして報告事項等 14 「区政代表・一般質問要旨」についてお願いします。

教育次長。

○**教育次長** それでは、平成 29 年第 1 回区議会定例会における「区政代表・一般質問要旨」について説明をさせていただきたいと思っております。今回ボリュームがありますので、少しお時間をいただければと思っております。

まず 1 ページ目をお開きください。黒柳じょうじ議員から、2020 年には小学校において 5 年生、6 年生で英語教育が正式な教科になることによって、年間 70 時間の授業確保やそれに伴う教員の研修等が課題になると考えるがいかがかというご質問をいただきました。

1 ページなかほどになりますけれども、現在外国語の授業は 5 年生、6 年生で年間 35 時間実施しており、年間 70 時間実施するためには新たに 35 時間を確保する必要があり、下のほうになりますけれども、今後どのように週 1 時間の授業時数をふやしていくのか学校の意見を十分に聞きながら考えてまいります、と答弁しています。

次の 2 ページ目になりますけれども、教員の研修についてです。1 行飛ばして、数年前から本区では夏季休業中の研修会を全小学校教員悉皆で実施するなど、小学校教員の英語力向上に

取り組んでまいりました。平成 29 年度からはさらに四つの取組みを進めていくということで、まず代表小学校長等による検討委員会を設置すること、次に英語教育推進リーダーを本区に 2 名配置すること、さらに小学校 3、4 年生の外国語活動、5、6 年生の英語科の授業を 10 時間程度実施していくこと。3 ページ目のほうに入りますけれども、これらに加えて昨年度文部科学省が行った英語教育推進リーダー中央研修受講者が実施する還元研修も実施していくこと。このような取組みを通して平成 30 年度からの先行実施を円滑に進めていきたい、と答弁をさせていただきます。

次に 4 ページ目をごらんいただければと思います。黒柳じょうじ議員から引き続き日本語指導が必要な児童・生徒への支援の充実が急務ではないかというご質問をいただきました。4 ページの下から 4 行になりますけれども、日本語指導を必要とする子どもたちが個々の日本語の能力に応じた支援を受け、学習や生活の基盤をつくっていけるようにすることは大変重要であると考えております。そこでということですが、区の中期実施計画事業として、にほんごステップアップ教室等の設置に向けた検討を行っているところだとした上で、具体的には来日直後等の子ども、保護者の方には、にほんごステップアップ教室において面談を行い、日本語の初期の指導や新設する日本語学級における指導など子どもの日本語能力に応じた重層的な支援体制の構築に向け取り組んでまいります。

また、にほんごステップアップ教室は、臨床心理士やスクールソーシャルワーカー、特別支援教育の専門スタッフを有する総合教育センターに設置いたします。これらのスタッフを活用し、教室に通う子ども・保護者へのさらなる支援として、教育に関する相談機能についても進めてまいります、ということで答弁をさせていただきます。

それでは、また 7 ページ目をお開きいただければと思います。次にこちら区長が答弁させていただきましたけれども、今後の区の方針として、放課後子ども総合プランの取組みの方針についてご質問をいただきました。

7 ページの下から 4 行目になりますけれども、今後は全ての児童が一緒に放課後等も安全・安心な学校で多様な体験・活動ができる環境を整備することが重要であり、その実現のために放課後子ども総合プランの推進が不可欠であると考えております、とした上で、小学校 4 校でのモデル事業の取組結果を踏まえて、平成 29 年度におきましてはさらに事業を推進するため、子育て支援部に放課後子ども総合プラン推進担当課長を設置すること、またモデル校を 4 校から 12 校に拡大するなど学童保育クラブとわくわくチャレンジ広場の児童が学校で一緒に過ごすことのできる環境づくりを目指して、活動場所の共有化や共通プログラムを各校で実施してまいりたい、と答弁をさせていただきました。

それでは、11 ページをごらんいただければと思います。秋家議員からいただいたご質問で、「教育長自らがすべての学校を訪問していると聞くが、何を期待し、どのような効果が見られ

たか何う」というご質問をいただきました。

教育長は、今年度も全ての学校を訪問し、全てのクラスの授業参観をしている中で、教員が取り組んでいる「葛飾教師の授業スタンダード」への取り組みや子どもたちが取り組んでいる「かつしかっ子学習スタイル」にあるように、学習規律、子どもたちの表情や活動の様子、教室環境等を視点に授業を観察している。その教員のよいところ、課題について管理職を通してできるだけ伝えてもらうようにしているということ。それは教育をよくするも悪くするも教員次第と考えているからということで答弁させていただいております。

教育は人であり、教員がどれだけ子どもたちにより指導ができるかが大切であると考えており、毎年20人以上の優秀な教員を表彰し、10校以上の教育研究指定校の取り組みを組織的に実施することで、人材の育成に努めていると答弁しています。

現在区内の教員は小学校で60%、中学校で50%が20代、30代の若手教員で、若手教員はやる気はあるがまだまだ未熟である。葛飾スタンダードや葛飾学力伸び伸びプラン、ICT機器等による学習環境の改善を柱に、これらの教員を組織的計画的に育成していきたい。そして教員の授業力向上を通して子どもたちの学力向上を図っていききたい、と答弁をさせていただいております。

次に13ページになります。「全校統一して実施している『葛飾スタンダード』について、今後どのように充実させていくのか」とのご質問についてです。

平成29年2月14日、文部科学省から発表された新学習要領案には「主体的・対話的で深い学び」の重要性が示されております。これを説明した上で「葛飾教師の授業スタンダード」では、子どもたちに「授業で何ができるようになるか」、「めあて」を示し、子どもたち主体の授業を展開し、子どもたちが「授業で何ができるようになったのか」まとめを行うことで「主体的・対話的で深い学び」につながるように策定をしているということ。また「かつしかっ子学習スタイル」は、これをもとに子どもたちの授業に取り組む姿勢を徹底することで、確かな学力を定着させるように策定したということ。そして全ての小・中学校が同じ学習の仕方で授業が進められることで、担任がかわっても、中学に進学しても、区内の子どもたちが同じスタイルで学べることとなり、円滑に小・中学校の接続がなされている、という答弁をさせていただきます。

教育委員会としては「葛飾スタンダード」について指導主事の指導や助言を徹底して行っていくこと。加えて平成29年度は全中学校に小学校と同様、研究主任を必置とすることにした、という答弁をさせていただいております。

続きまして15ページをごらんください。『葛飾学力伸び伸びプラン』について、現在、どのように取り組まれ、今後どのように充実させていくのか」とのご質問をいただいております。

各学校長は学校経営計画とともに「葛飾学力伸び伸びプラン」を作成し、教育委員会へのプ

レゼンテーションを行っております、というふうにして主な取組みを説明した上で、夏季休業中に実施している管理職の宿泊研修においても学力向上に関する取組みを研究テーマにしており、小・中連携した取組みとして家庭学習のあり方について論議を重ねているということを紹介させていただいた上で、次のページになりますけれども、教育委員会としては「葛飾学力伸び伸びプラン」のさらなる充実のために、各学校を中心とした共通の取組みとして独自の家庭学習ノートの作成、校内研究で活用した講師、学習指導に有効な学習教材について相互に情報交換・情報共有を図り、学力向上を目指してまいりたい、というふうに答弁をさせていただいております。

次に 17 ページになります。学校における I C T 機器の導入や学習環境の充実についてのご質問をいただきました。

今年度、中学校には電子黒板及び教員用タブレット P C が導入され、現在日常的に授業で活用されております、ということで具体的な事例を説明させていただいた上で、教員も生徒も I C T 機器の有用性を実感しているところで、平成 29 年度には各中学校に生徒用タブレット P C 40 台が配置され、各小学校には教員用タブレット P C を導入し、教育委員会としては、今までできなかった興味関心を高める教材提示やお互いの意見を瞬時に比較できる機能等、I C T 機器ならではのよさを生かした指導技術を研修や研究発表等を通して教員に習得させることにより、「主体的・対話的な深い学び」の実現を推進してまいりたい、と答弁させていただいております。

次に 19 ページになります。「日本一の読書の街・かつしか」を目指してということで、本区こそ「日本一の読書の街・かつしか」とアピールするに値する事業を展開するのではないかと、というご質問を向江議員からいただきました。

これにつきましては、本区の図書館では、区民の生活スタイルや価値観が多様化していく中、誰でも利用でき多くの人が集い、学び、さまざまな情報と人との出会いの場となるように事業を展開しているということで、そこで全ての年代の方に図書に親しんでいただくため、多彩なサービスを実施しているということをまず話をさせていただいた上で、次に学校では、授業において子どもの読解力を身につけるための研究の推進のほか、学校図書館においても学校司書、学校地域応援団、学校図書館ボランティアを有効に活用した機能の充実などにより、授業研究や読書活動の奨励を積極的に進めており、その成果は区内全校に普及しているという状況を説明させていただいた上で、これからもさらにきめ細かな事業の展開に努め、より多くの区民の方に本に親しんでいただけるよう「日本一の読書の街・かつしか」をアピールしてまいりたい、と答弁をさせていただきました。

恐れ入ります。次に 33 ページをごらんいただきたいと思います。工藤議員から、子どもたちの学力・体力及び道徳教育の取組み及び成果と今後の取組みについてのご質問をいただきまし

た。

学力・体力の取組みにつきましては、区内の教員に「葛飾教師の授業スタンダード」に基づいた授業に取り組みせることにより、子どもたち主体の授業となるように指導方法の改善を図ってきたということ。また区内の子どもたちには「かつしかっ子チャレンジ」を通して基礎学力と体力の定着を図るとともに、明確な目標を持たせて努力する経験をさせることで、全ての子どもたちに達成感を持たせ自信を育ててまいりました。加えて学力については「葛飾学力伸び伸びプラン」により各学校の実態に応じた学力向上策を実施してまいりました。

次に道徳教育についてですけれども、平成 28 年度から一部改正学習指導要領に準じた道徳教育の先行実施を行うとともに、道徳教育推進教師を対象とした研修を充実させてまいりました、ということでその成果が少しずつあらわれてきておりますと説明をさせていただいております。

次に学力についての成果ですけれども、「平成 28 年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」についての下位層が、昨年度より 7.1 ポイント減少し、全ての上位層が平均 8.6 ポイント増加をしたということ。中学校では英語を除いた 4 教科の下位層が平均 7.7 ポイント減少したということ。体力については「平成 28 年度東京都児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」において、男女ともに小・中学校の全ての学年で昨年度より体力合計点が上回る結果となったということ。また半数以上の学年で都の平均を上回ることができたということ。

道徳教育については「かつしかっ子」宣言の具現化に向けた取組みを通して、落ちついた学校生活を送るとともに、多くの子どもたちが地域社会で活躍するようになっており、授業についても研修を重ね、一部改正学習指導要領に対応した授業改善が図られているなど、全校で筋の通った道徳教育を進めることができている、と答弁をさせていただいております。

次に恐れ入りますが、46 ページをごらんください。次にむらまつ議員から「障害者差別解消法を踏まえ、教育委員会や学校現場ではどのように取り組まれているのか」というご質問をいただきました。

2 番目の段落からですけれども、教育委員会では、いわゆる障害者差別解消法の施行前から法の趣旨や法に基づいた対応が各学校・園で確実に行われるよう、研修の充実に努めてきたと説明した上で、現在各学校・園においては子ども一人一人の障害の特性や教育的ニーズ等に応じ、本人・保護者へ合理的配慮を提供し、合意形成を図った上で、その内容を個別指導計画や個別の教育支援計画に位置づけて指導を行っております。教育委員会では個々の合理的配慮の内容に応じて障害のある子どもを支援するため、生活スキルアップ指導補助員等の派遣を行っております。

教育委員会としては、各学校・園の管理職が特別支援教育の実施の責任者としてリーダーシップを発揮し、組織的な体制で法の趣旨を踏まえた対応が行えるよう、研修などを通じて今後

も指導・助言していく、と答弁をさせていただいております。

次に 48 ページをごらんいただければと思います。「現在、各学校において、障害者に向けた教育についてどのように取り組んでいるのか」とのご質問でございます。

現在、各学校においては人権尊重教育として障害者理解に向けた教育を進めている。具体的には道徳における公正・公平や思いやりといった道徳的価値について考える学習や、特別活動におけるより望ましい集団活動を通して、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする態度の育成に向けた活動などが挙げられます。また、都立特別支援学校との交流教育を長年にわたり実施しているということ。さらには副籍制度を活用して学校行事や学習活動に参加する交流にも多くの学校が取り組み、障害者理解を進めているということ。

教育委員会としては、グローバル化など社会の急激な変化の中で、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、全ての人が障害等の有無にかかわらず多様性を尊重する態度を育成できるよう、障害者理解に向けた教育を充実してまいりたいと答弁をさせていただいております。

次に本区の「不登校対策について」ということで、上村やす子議員からご質問をいただきました。

本区の不登校児童・生徒数は近年増加傾向にあり、大きな課題であると捉えているとうたった上で、平成 28 年度から不登校対策プロジェクトに取り組んでいるということ。不登校対策プロジェクトでは、不登校に対するさまざまな対策について検討・実施し、具体的には適応指導教室の拠点の拡充や訪問型の学校復帰支援を試行するとともに、(仮称)教育支援センターの整備に向けた検討を進めているところだ、と答弁しております。

次に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえた今後の取組みについてのご質問について、一段落飛ばしますけれども、今後、試行実施している訪問型の学校復帰支援につきましては、不登校児童・生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることや教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間で情報の共有を図ることなど、本法の趣旨を踏まえた取組みが求められていると考えており、不登校児童・生徒が安心して教育を受けるための学校における環境の整備も求められており、適応指導教室の充実に加え、学校内の教室以外の居場所づくりについても検討を進めていく必要があると考えている、ということと答弁をさせていただきました。

最後に 62 ページ、本区の不登校対策のうち「不登校『0』の葛飾」に向けた決意についてご質問いただきましたので、これについて答弁をさせていただいております。

教育長は、私は、すべての子どもたちが「授業がわかる」「やればできる」「学校が楽しい」と実感をさせる教育が重要であり、全ての子どもが自信と誇りを持つことができる魅力的な学校づくりが、不登校への対策としても重要であると考えております、と答弁をした上で、現在、

各学校では担任による電話や家庭訪問など初期段階から個々の児童・生徒の実態に応じて、学校の教職員ひとりひとりが学校から不登校児童・生徒を出さないといった意識を持ち、組織的な対応を実施しているけれども、本区の不登校児童・生徒ひとりひとりの不登校の要因や背景は多様化・複雑化しており、学校や教員だけで支援することは困難なケースが増加している現状がある。現在、不登校対策プロジェクトとして訪問型学校復帰支援やスクールソーシャルワーカー、関係機関のさまざまな専門スタッフと連携・協力する体制づくりや家庭への啓発としてリーフレットの発行等も予定しているということ。また、総合教育センターでは、不登校を含め特別支援教育にかかわることや、いじめ、日本語指導が必要な子どもへの支援など何らかの事情があり学校に適應できない子どもたちへの支援として、ワンストップで子どもや保護者、学校が相談できる組織体制の整備を行っているところであり、今後も全ての子どもが学校等に居場所があり、行くのが楽しみだと思えるような学校づくりを目指して、どんな状況下にある児童・生徒であっても温かく見守り続け、不登校児童・生徒「0」を目指してまいりたい、と答弁をさせていただきました。

長くなりました。以上でございます。

○**教育長** それでは、ただいまの報告事項 14 について何かご質問ありましたらお願いします。よろしいですか。

指導室長。

○**指導室長** 先ほど報告事項等 2 で「平成 28 年度かつしかっ子賞」の応募数につきまして日高教育長職務代理者からご質問いただきましたので、その数の報告をさせていただきます。幼稚園児から 1、それから小学生から 15、中学生から 20、合計 36 点でございました。

以上でございます。よろしくお願いします。

○**教育長** よろしいでしょうか。これで報告事項等は終わります。

そのほか、何かご意見、ご質問等がありましたら、案件とは関係なくございますか。よろしいですか。

それでは、「その他」の事項に入ります。一括して庶務課長から説明をお願いします。

○**庶務課長** それでは、「その他」3 件を説明させていただきます。まず資料配付でございます。「平成 29 年度版早寝・早起き、朝ご飯食べようカレンダー」それぞれ幼児用、小学生用を配付させていただきます。続きまして 2 の出席依頼、本日は 4 件でございます。まず初めに 4 月 3 日 11 時から、新補転補校長副校長辞令交付式でございます。続きまして 4 月 4 日 10 時から新任・転任教員紹介式、それから 4 月 11 日 9 時半から定例校・園長会、4 月 11 日中野サンプラザホールにおける教育施策連絡協議会、それぞれ委員全員の方の出席をお願いいたします。

3 の次回以降の教育委員会予定。3 に記載しておりますのでごらんおきください。よろしく

お願いいたします。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 それではよろしいでしょうか。

それでは、平成29年教育委員会第3回定例会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11 時 25 分